

白河市国土強靱化地域計画



白河市

目次

第1章 はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
4 計画期間	2
第2章 基本的な考え方	
1 基本目標	3
2 事前に備えるべき目標	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針	4
第3章 地域特性	
1 地域特性	5
2 過去の自然災害	6
第4章 脆弱性評価と推進方針	
1 脆弱性評価	9
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	9
3 施策分野の設定	11
4 強靱化推進の方針	11
（1）あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	12
（2）救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	28
（3）必要不可欠な行政機能は確保する	44
（4）経済活動を機能不全に陥らせない	48
（5）情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	60
（6）社会・経済が迅速かつ従前より強靱なすがたで復興できる条件を整備する	70
第5章 計画の推進	
1 推進体制	84
2 進捗管理及び見直し	84

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は人的被害や建物被害に加え、道路などの交通基盤の分断、農業用施設や農地への被害など、産業・交通・生活基盤において甚大な被害をもたらしました。

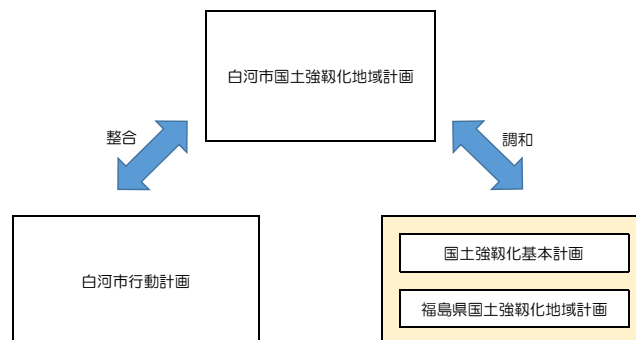
こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定、平成30年12月及び令和5年7月に改定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備されました。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定、令和3年4月に改定しました。

本市においても、東日本大震災や令和元年東日本台風から得た教訓を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」の実現のため、「白河市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を改訂するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。

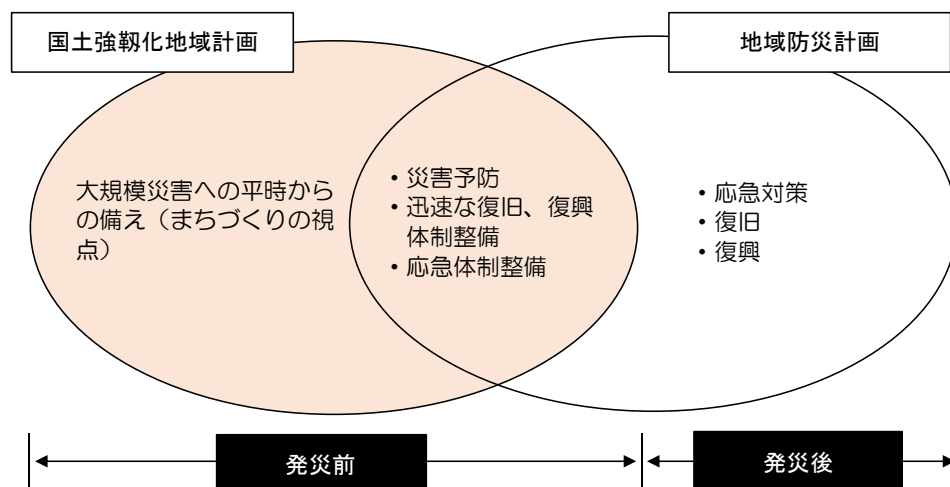
また、国の「国土強靱化基本計画」、県の「福島県国土強靱化地域計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「白河市行動計画」との整合を図りながら策定を進めます。



3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

地域防災計画は、地震や洪水など災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めたもので、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。一方、国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に連携しながら、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ本市における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の6項目を設定します。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき本市における強靱化を推進します。

(1) 強靱化の取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因についてあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完しあうことにより各地域の活力を高めつつ、本市全体の災害に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策との組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進します。
- ・国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組めます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進します。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じます。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ・自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 地域特性

1 地域特性

(1) 位置・地勢

白河市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県都福島市まで約90キロメートル、東京都心までは約185キロメートルの距離にあります。市域は、東西約30キロメートル、南北約30キロメートルに広がり、総面積は305.32平方キロメートルとなっており、約半分を山林が占めています。

市内には、阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れていて、これらの源流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。また、市の中心部では阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

(2) 気候

気候は、栃木県境にある那須山麓の丘陵地帯にあるため、夏季は比較的涼しく冬期は寒冷であり、11月から4月にかけて北西の季節風が強いことが特徴です。また、夏季においては雷が多く発生します。

(3) 人口

本市の人口は「令和2年国勢調査」によれば59,491人で、平成12年の66,048人をピークに減少傾向となっています。本市の人口構成（令和2年国政調査）は、15歳未満の年少人口比率が11.8%、65歳以上の老年人口比率が29.7%であり、少子・高齢化が今後も続くことが予想されます。

(4) 産業

県内有数の製造品出荷額を誇る工業を基幹的産業として、農業、商業などに多様な産業が展開されています。

(5) 社会基盤

本市の道路網は、東北縦貫自動車道、国道4号及び国道294号を縦軸とし、また、国道289号、県道白河石川線及び白河羽鳥線が横軸として、それぞれの道路網の骨格となり、その補完的道路として、その他の県道が連結して広域道路網を形成しており、さらに、これらの広域道路網に市道が連結し、総合的道路網を形成しています。

鉄道は、東北本線の久田野、白河、白坂の3駅を有しており、通勤・通学の足として活用されています。また、隣接する西郷村には東北新幹線の新白河駅があり、高速交通体系の整備に伴い、首都圏との時間的距離が著しく短縮されています。

2 過去の自然災害

(1) 地震災害

○ 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、福島県、宮城県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱から 1 を観測しました。その揺れは 6 分以上も続き白河特別地域気象観測所（市内郭内）では、震度 4 以上の揺れが約 140 秒観測されました。

- ・ 地震の震源及び規模等

地震名	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
発震時刻	平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分
震源地	三陸沖（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、深さ 24km）
規模（マグニチュード）	9.0
震度（市内最大）	6 強（市内新白河）
発震機構	西北西—東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

- ・ 人的被害

死者 15 人（葉ノ木平地内 13 人、萱根地区 1 人、大信隈戸地区 1 人）

- ・ 建物被害

区分		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
住家	専用住宅	205	172	1,455	6,313	8,145
	併用住宅	27	14	133	451	625
	アパート	8	9	35	142	194
住家小計		240	195	1,623	6,906	8,964
非住家		420	136	467	1,036	2,059
合計		660	331	2,090	7,942	11,023

○令和 3 年福島県沖を震源とする地震

令和 3 年 2 月 13 日 23 時 07 分、福島県沖の深さ 55Km でマグニチュード 7.3 の地震が発生し、福島県国見町、相馬市、新地町及び宮城県蔵王で震度 6 強を観測したほか、東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度 6 弱から 1 を観測した。

この地震の発生後、震源付近では地震活動が活発な状態で推移しており、2 月 28 日までに震度 1 以上を観測した地震が 93 回、このうち震度 3 以上を観測した地震が 7 回発生した。

地震名	令和 3 年福島県沖を震源とする地震
発震時刻	令和 3 年 2 月 13 日（土） 23 時 07 分
震源地	福島県沖（北緯 38 度 28.1 分、東経 141 度 37.7 分、 深さ 55km）
規模（マグニチュード）	7.3
震度（市内最大）	5 強（市内新白河）
発震機構	西北西—東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

- ・ 人的被害
中傷・軽傷 各 1 名
- ・ 建物被害

区分		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊	合計
住家	専用住宅	4	0	12	51	153	270	490
	アパート	1	0	2	0	10	19	32
合計		5	0	14	51	163	289	522

○令和 4 年福島県沖を震源とする地震

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分に福島県沖の深さ 57Km でマグニチュード 7.4 の地震が発生し宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町で震度 6 強を観測したほか東北地方を中心に北海道から中国地方にかけて震度 6 弱から 1 を観測した。

地震名	令和 4 年福島県沖を震源とする地震
発震時刻	令和 4 年 3 月 16 日（水） 23 時 36 分
震源地	福島県沖（北緯 37 度 41.8 分、東経 141 度 37.3 分、 深さ 57km）
規模（マグニチュード）	7.4
震度（市内最大）	5 強（市内新白河）
発震機構	西北西—東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型

- ・ 人的被害
軽傷 1 名
- ・ 建物被害

区分		全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊	合計
住家	専用住宅	0	0	2	31	94	245	372
	アパート	0	0	0	0	0	5	5
合計		0	0	2	31	94	250	377

(2) 風水害・土砂災害

○ 平成 10 年 8 月末豪雨

平成 10 年 8 月 26 日午後から降り始めた雨は、停滞した前線の影響により断続的に降り続け、31 日までの総雨量が 655 ミリを記録する歴史的な豪雨に見舞われました。この豪雨により、阿武隈川との合流地点付近で堀川の堤防決壊をはじめ、市内を流れる谷津田川や黒川が氾濫するとともに阿武隈川にも被害が発生しました。

- ・ 人的被害

死者 2 人、重傷 1 人、軽傷 6 人

- ・ 住家被害

全壊 2 3 棟、半壊、2 1 棟、床上浸水 3 1 4 棟、床下浸水 1,0 0 3 棟

○ 令和元年東日本台風

令和元年 10 月 11 日から前線の影響で雨が降り出し、翌 12 日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨となりました。また、12 日夕方から 13 日未明にかけて局地的に猛烈な雨となり、10 月 12 日の降水量は 368.5 ミリを記録しました。

この雨により旗宿地区や表郷地区を流れる社川が決壊し住宅や農地が浸水したほか、土砂崩れが市内各地で発生しました。

- ・ 人的被害

死者 2 人

- ・ 住家被害

全壊 6 棟、大規模半壊 7 棟、半壊 2 8 棟、準半壊 3 棟、一部破損 5 3 棟、
床上浸水 2 6 棟、床下浸水 4 3 棟

- ・ 内訳

床上浸水 2 6 棟、床下浸水 4 3 棟、地盤 2 2 棟、風 6 棟

(3) 雪害

○平成 26 年 2 月 14 日、低気圧が本州の南にあって、15 日から 16 日にかけて発達しながら三陸沖を北東に進んだ。

福島県では、この低気圧の影響により、14 日昼頃から雪が降り始め、15 日明け方から夕方にかけて中通りを中心に雪が強まった。このため、白河では降雪の深さ日合計（15 日 50 センチ）と月最新積雪（15 日 76 センチ）が観測史上最大となり、福島でも降雪の深さ日合計（15 日 37 センチ）は 2 月として第 1 位となるなど、中通りを中心に記録的な大雪となった。

- ・ 人的被害

軽傷 1 名

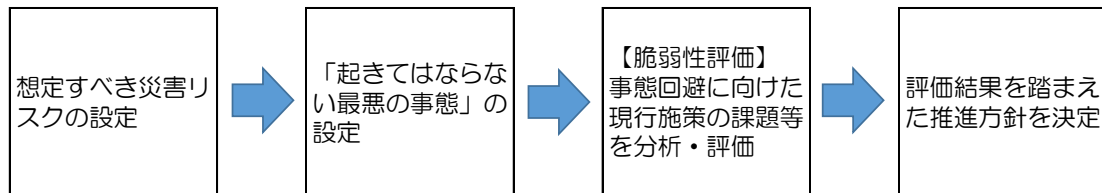
- ・ 住宅被害なし

第4章 脆弱性と推進方針

1 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の手順

脆弱性の評価は、大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。本市の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施しました。



(2) 本計画の対象とするリスク

これまでに発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般を、本計画において想定すべき災害リスクの対象とします。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

第2章で設定した6つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本市の地域特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標（6項目）		起きてはならない最悪の事態（28項目） （リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞
		4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な被害
		4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
		4-6	原子力発電所からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評等による地域経済等への甚大な影響

3 施策分野の設定

国土強靱化を推進する施策分野として、国の基本計画及び県地域計画を基に8つの施策分野を設定しました。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 安全・安心分野 | (5) 都市基盤分野 |
| (2) 健康・福祉・医療分野 | (6) 環境分野 |
| (3) 産業・雇用分野 | (7) コミュニティ・行財政分野 |
| (4) 教育・文化・生涯学習分野 | (8) デジタル分野 |

4 強靱化推進の方針

「想定されるリスク」、「事前に備える目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、現状・施策の進捗状況の把握と課題を分析して、リスクシナリオごとに取りまとめました。また、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。

なお、推進方針に基づき実施する具体的（個別）事業は、別紙のとおりです。

【事前に備えるべき目標】

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や密集

脆弱性評価

○住宅・建築物の耐震化等〈1-1〉

本市では大地震による被害を未然に防ぎ安全で安心な生活を守るため、「白河市耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、百貨店、ホテル等のうち階数3以上で床面積1,000㎡以上のもの等）の耐震化率の目標を定めて、耐震化を推進している。

住宅の耐震化率は87.8%（H30）と全国平均約87%（H30）を上回っているが、更に耐震化を勧める必要がある。また、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は92.5%（R3）となっており、全国平均約92%（R4）を上回っているが、さらに耐震化を進める必要がある。

また、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等が多く存在しており、耐震化を早急に進める必要がある。

○学校施設の老朽化対策等〈1-1〉

学校施設は、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、避難所等としての役割を持つことから、各種法令等に基づいた耐震化や非構造部材の落下防止対策並びに電気、給排水及び衛生設備等の改修・維持管理を市内20小中学校すべてで実施している。

しかし、築20年以上を経過し、施設設備等に改修等を要する時期の学校が14校・22棟、築40年以上を経過している学校が4校・13棟あり、また、緊急避難所として使用される体育館は、築20年以上経過する建物が11校・11棟、築40年以上経過する建物が5校・5棟あり、老朽化が進行している。

優先順位を考慮し、一定額の予算で改修や修繕の執行が求められる中、新たに改修や修繕事案が発生する状況にあり、健全な建物の維持管理、計画的改修等を進めることに課題がある。

○高齢者施設等の耐震化・老朽化対策〈1-1〉

災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者等が利用する高齢者施設等の安全を確保するため、防災・減災対策が必要である。

市街地等の大規模火災に伴う多数の死傷者の発生

強靱化推進の方針

【建設部】

住宅は市民生活の基盤として、特定建築物となる公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、県及び関係団体との連携を一層強化しつつ、「白河市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

指標名	現状値	目標値
住宅耐震化率（単位：％）	87.8 (H30)	完了 (R12)
特定建築物の耐震化率（単位：％）	92.5 (H30)	完了 (R12)

【教育委員会】

安全・安心な学校施設として、建物の耐久性と機能性を確保して長期間使用し続けるために、適切な時期に改築・大規模改修等を行うことを定めた「白河市学校施設長寿命化計画」を、令和3年3月に策定したところであり、これに基づき計画的な整備を図る。

【保健福祉部】

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、給排水設備等の整備の対策を講じる。

脆弱性評価

○保育園・幼稚園施設の老朽化対策等〈1-1〉

本市の保育園・幼稚園施設は一部施設については耐震性が確保されておらず、半数以上が建築から30年以上が経過し老朽化が進んでいる状況である。

地域によって偏りがあるものの、少子化による幼児数の減少が進行しており、また、保育士が不足している状況を鑑み、適正な規模と配置を検討のうえ、施設の統廃合も含めた計画的な整備を図る必要がある。

○市営住宅の老朽化対策等〈1-1〉

老朽化の進む市営住宅は、大規模自然災害の発生時において倒壊や落下物の発生、それに伴う避難経路閉鎖など危険性が高くなるなどの課題がある。反面、市営住宅は、災害時に安全に安心して暮らせる住宅ストックの提供という役割も担わなければならないことから、躯体や設備等の施設管理を適切に行っておく必要がある。

○庁舎等の耐震化・老朽化対策等〈1-1,3-1〉

大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎及び各庁舎について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実させる必要がある。

○空き家対策の推進〈1-1〉

適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時において倒壊に伴う避難経路の閉鎖や火災発生の危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。

空き家の解消に向けた取り組みとして、「白河市特定空家等判定委員会」を開催し、危険と判断される空き家に対する苦情については、空家所有者に対して適正な管理をお願いする文書を送付するなどの対応を行っている。また、空き家バンクや改修費補助等による利活用促進や老朽空き家の解体費補助等による特定空家化の防止、シルバー人材センターとの連携等による適切な管理促進により、空き家の解消に取り組んでいる。

○都市公園等の適切な維持管理〈1-1,6-4〉

都市公園をはじめとする緑のオープンスペースは、幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション、健康活動等多様な活動の拠点となるほか、災害発生時には一時的な避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地など重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を備えるとともに、遊具の定期点検をはじめ支障木の剪定や伐採、草刈りなど、利用者の支障となることがないように維持管理を実施する。

強靱化推進の方針

【保健福祉部】

老朽化の著しい施設で幼児数が減少している地域については統廃合を進めることで、限られた保育士で適正に施設を運営し充実を図る。

【建設部】

市営住宅の適正な維持管理は、災害に強いまちづくりを進めるために必要不可欠であることから、市営住宅等整備事業、公営住宅ストック総合改善事業等を活用し対策を推進する。

【総務部】

防災拠点の中心となる本庁舎及び各庁舎の機能を確保するため老朽化対策や改修工事等を行い長寿命化を図るほか、災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を行うため、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設として機能の常時確保に取り組む。

【建設部、市長公室】

空き家の解消を図り、空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、引き続き「白河市特定空き家等判定委員会」を開催しながら、危険と判断される空き家への指導、助言、勧告、命令を行っていくとともに、市民から寄せられる空き家に対する苦情についても、速やかな対応を行っていく。また、継続的な空き家実態把握に努めるほか空き家の利活用促進、特定空き家化防止、適切な管理促進に取り組むとともに、空き家にしないための準備や空き家の管理、利活用について、建物の所有者に対する意識の啓発を図る。

なお、これらの事業実施にあたっては、空き家対策総合支援事業を始めとする国・県の支援制度の活用を図っていく。

【建設部】

施設の機能保全とともに災害時の避難者の受け入れに際し利用者の安全確保を図るため、必要に応じて防災機能を備えるとともに維持管理の充実を図る。

脆弱性評価

○宅地の耐震化等〈1-1〉

大震災時に災害の発生の恐れがある大規模盛土造成地の安全を把握するため、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」を基本に、白河市内にある調査が必要な大規模盛土造成地において調査を実施している。

○消防団の充実・強化〈1-1,2-1〉

消防団は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域に密着して住民の安心・安全を守る地域における消防防災の要となる存在であり、消防団の充実強化に取り組むことにより、地域防災力の向上が図られる。消防団の災害対応能力強化のため、消防団装備品の拡充を含めた環境整備、火災想定防御訓練（春・秋の年二回）の実施、また、雇用形態の変化などの要因により消防団員数が減少傾向にあることから若年層の入団促進を図り、消防団出前講座を実施しており、今後も地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化に継続して取り組み、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

○小峰城石垣の危険個所の調査・修復〈1-1,6-5〉

小峰城跡の石垣について、経年や地震等により、はらみ等の変形が生じており、崩壊等の危険性がある。

強靱化推進の方針

【建設部】

第二次スクリーニング計画（どの大規模盛土造成地から調査を行うか優先度を判定した計画）及び簡易地盤調査の結果に基づき、個別の大規模盛土造成地の地盤調査を行い、地形や地質、地下水位等を把握した上で安定計算を行い、安全性の確認・把握等を順次実施していく。

【市民生活部】

災害発生時に、消防団活動が迅速かつ効果的に行えるよう、引き続き、消防団員の確保や装備品の拡充を含めた環境整備などの消防団組織の充実・強化に取組み、地域防災力の向上を図る。

指標名	現状値	目標値
消防団充足率（単位：％）	80.8 (R6)	90 (R11)

【建設部】

現状を把握するため、石垣カルテを作成し、対応策の検討をおこなう。危険な箇所は立ち入りを制限し、優先順位をつけて修復をおこなう。

1-2 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフ

脆弱性評価

○河川及び農業用ため池の維持管理・改修等〈1-2〉

本市には、阿武隈川、社川等の国・県が管理する河川と市が管理する準用河川及び普通河川が27河川ある。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池が93ヶ所ある。近年は台風等による豪雨や局地的な大雨が頻発しており、令和元年台風19号による大雨では、多数の箇所では破堤等の被害やため池の越水が発生したことから、関係機関と連携をして、計画的に河川及び農業用ため池の改修等を行う必要がある。

また、堆砂撤去や河道掘削等による適切な維持管理も必要であり、併せて県が管理する河川については堆砂や草木が繁り流れを阻害し、氾濫のある河川について改めて改修の要望を行っていく。

○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用〈1-2,1-3,1-4〉

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、ライフラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップ（ハザードマップ）を令和5年度に更新し配布したほか、ハザード情報や避難所を地図上で確認できる「地域防災マップ」とともに市ホームページ上で公開し周知を図っている。

○避難確保計画作成等の支援〈1-2,1-3〉

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法では、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務とされた。市は、域内の要配慮者施設の管理者へ避難確保計画の作成等について支援をしていく必要がある。

○避難確保計画の作成等〈1-2,1-3〉

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法に基づき、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校等）の管理者は避難確保計画を作成し、これに基づき避難訓練を実施することが義務化されたことから、避難確保計画の作成とこれに基づいた避難訓練を実施する必要がある。

また、避難行動要支援者に対しては、白河市避難行動要支援者名簿への登録を促し、個別避難計画を作成する必要がある。

川の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

強靱化推進の方針

【産業部、建設部】

国、県が管理する河川については、未改修箇所の早期改修と維持管理の強化について、関係機関へ働きかけを行う。

市が管理する河川及び農業用ため池については、緊急性等を考慮のうえ、改修を進めるとともに、堆砂撤去、河道内支障木の伐採及び護岸堤防の修繕等を行い雨水流下能力及び貯水能力の確保を図る。

【市民生活部、建設部】

総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、引き続き市役所窓口で配付、市ホームページ上で公開し周知を図っていくほか、防災出前講座で活用することにより住民への防災知識の浸透を促進する。また、浸水想定区域や土砂災害想定区域等の見直しや追加に伴い定期的に総合防災マップ（ハザードマップ）や地域情報マップの更新を行う。

【市民生活部】

計画作成や訓練実施について相談を受け付ける体制を構築するとともに、新たな洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対象となる施設があった場合には作成等について働きかけながら、域内の計画作成と避難訓練実施の促進を図る。

【保健福祉部、教育委員会】

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の追加に伴う、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校等）の避難確保計画を作成するとともに、計画的に避難訓練を実施していくほか、必要に応じて計画の更新を行い、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、避難行動要支援者に対しては、白河市避難行動要支援者名簿への登録を促し、個別避難計画の作成を進めることで、対象者の円滑かつ迅速な避難確保を図る。

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による

脆弱性評価

○土砂災害防止対策の推進<1-3>

令和6年6月に土砂災害防止対策基本方針が見直されたことにより、これまでの指定箇所新たな箇所が追加され、本市では963箇所（令和6年7月末現在）の土砂災害警戒区域等が県より指定されている。危険箇所については、対策工を行う必要がある。

○森林の多面機能の維持・保全<1-3,4-5>

森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）<1-2,1-3,1-4>

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、ライフラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップ（ハザードマップ）を令和5年度に更新し配布したほか、ハザード情報や避難所を地図上で確認できる「地域情報マップ」とともに市ホームページ上で公開し周知を図っている。

○避難確保計画作成等の支援（再掲）<1-2,1-3>

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法では、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者は、避難確保計画を作成し、これに基づいて避難訓練を実施することが義務とされた。市は、域内の要配慮者施設の管理者へ避難確保計画の作成等について支援をしていく必要がある。

○避難確保計画の作成等（再掲）<1-2,1-3>

平成29年に改正された水防法及び土砂災害防止法に基づき、地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校等）の管理者は避難確保計画を作成し、これに基づき避難訓練を実施することが義務化されたことから、避難確保計画の作成とこれに基づいた避難訓練を実施する必要がある。また、避難行動要支援者に対しては、白河市避難行動要支援者名簿への登録を促し、個別避難計画を作成する必要がある。

○農業用ため池ハザードマップの作成・活用<1-3>

ハザードマップによる危険なため池に関する危険情報提供と併せ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある防災重点ため池の破堤や人命・農地被害の防止のため、必要な改修を実施し発災時においても機能や安全性を確保していく必要がある。

多数の死傷者の発生

強靱化推進の方針

【建設部】

土砂災害による被害を防止するための対策工の実施について、県に働きかける。また、危険箇所の周知を図る。

【産業部】

林業の成長産業化に資する間伐等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、治水・治山施設の整備等も併せて整備を実施する。

【市民生活部、建設部】

総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、引き続き市役所窓口で配付、市ホームページ上で公開し周知を図っていくほか、防災出前講座で活用することにより住民への防災知識の浸透を促進する。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の見直しや追加に伴い定期的に総合防災マップ（ハザードマップ）や地域情報マップの更新を行う。

【市民生活部】

計画作成や訓練実施について相談を受け付ける体制を構築するとともに、新たな洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の指定に伴い対象となる施設があった場合には作成等について働きかけながら、域内の計画作成と避難訓練実施の促進を図る。

【保健福祉部、教育委員会】

浸水想定区域や土砂災害警戒区域の追加に伴う、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校等）の避難確保計画を作成するとともに、計画的に避難訓練を実施していくほか、必要に応じて計画の更新を行い、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

また、避難行動要支援者に対しては、白河市避難行動要支援者名簿への登録を促し、個別避難計画の作成を進めることで、対象者の円滑かつ迅速な避難確保を図る。

【産業部】

破堤のおそれがある防災重点ため池について、市民が迅速かつ的確な避難行動を行えるようにハザードマップによる周知と防災意識の啓発を行うとともに、非常時にも機能や安全性を確保するために必要な改修等を実施し、ソフト・ハード両面からの安全対策を実施する。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

○妊婦・子育て世代の防災意識の育成〈1-4〉

母子健康手帳交付時に、妊婦全員に配布している子育て支援ガイドブックに「災害に備えて」の頁を設けているが、妊婦以外の子育て世代への防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供等が十分に行えていない。

○指定緊急避難場所・指定避難所の充実〈1-4,2-3〉

本市では、指定緊急避難場所として230箇所、指定避難所として31箇所（うち福祉避難所7箇所）を指定している。災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配付や市ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知を強化していく必要があり、併せて、避難所内の感染症対策の充実も図る。

○福祉避難所の充実・確保〈1-4,2-2,2-3〉

福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。

災害発生時に必要に応じて開設し、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができるよう必要な消耗機材も配備されている。現在市内には7施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や器材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。

○避難行動要支援者対策の推進〈1-4,6-1〉

避難行動要支援者登録制度は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要支援者：高齢者、障がい者など）について、避難支援、安否確認等の措置を実施するための制度である。要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、民生委員等）へ名簿を提供する。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて個別避難計画の作成を進めている。ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、優先度が高いと判断する者については計画作成が急務である。災害時には、避難支援等を行う関係者も被災者となる状況下で、円滑かつ迅速に避難支援を行うという課題がある。

強靱化推進の方針

【保健福祉部】

妊婦を含む子育て世代の方々が、常日頃から防災に対する意識を高くし、災害に対する備えの重要性を認識して行動できるよう、母子健康手帳交付時以外にも乳幼児健康診査等の母子保健事業の中で積極的に情報提供を実施していく。

【市民生活部】

災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進るとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配付や市ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知の強化をし避難所内の感染症対策の充実を図る。また、災害時における避難所のデジタル化を推進し、効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。

また、令和9年4月開館予定の「生きがいつくり」・「子育て支援」・「健康増進」・「交流」・「官民連携」の5つの機能からなる『複合施設』を開館後、指定緊急避難所と位置付ける。

【保健福祉部】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。

要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。

また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体等と協議し、個別避難計画の策定時等に併せて検討する。

【保健福祉部】

避難支援を行う関係者が災害時に速やかに要支援者を把握して円滑に避難支援等を行うため、平常時から「避難行動要支援者名簿」の作成及び定期的な更新などを継続的に行うとともに、関係者が参加する実践型の避難訓練を地域住民と連携・協力のもとに実施していくほか、訓練の結果から課題を抽出し、避難支援等の改善にむけた対策の検討・立案を図る。

また、災害が発生したときの迅速な支援行動のために個別避難計画を速やかに作成し、より具体的な避難支援を確立する。個別避難計画は災害時に活用できるよう、要支援者と関係者で共有し、平常時からそれぞれが内容を確認・理解しておく必要がある。

円滑かつ迅速な避難の実効性を高めるため、避難支援等を行う関係者が相互に連携して支援する体制を構築する。

脆弱性評価

○外国人を含む観光客に対する防災情報の発信等〈1-4〉

外国人をはじめとする地理的に不慣れな観光客が発災時に適切に避難できるよう、多言語化された防災情報の発信が必要となる。また、その通信手段として既設の観光施設の Wi-Fi 設備の活用を進めていく必要がある。

○訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〈1-4,2-1,3-1〉

市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、隔年で市総合防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。

○学校安全計画・危険等発生時対処要領等の作成支援〈1-4〉

災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取るための備えとして、各学校における学校安全計画・危険等発生時対処要領の作成に関する支援等に継続して取り組んでいる。地震及び火災発生時の行動マニュアルについては、全ての学校が作成しており、毎年学校の実情に合わせた見直しを図っている。（防災教育全体計画については、現在、小・中合わせて8校が作成している。）

○東日本大震災・原子力災害等を踏まえた防災教育の推進〈1-4〉

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身につけ、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に自らの安全を確保する行動ができるようにするため、全ての小中学校において防災教育に係る授業の実施と年2回以上の避難訓練の実施、3月11日の前後に防災を考える全校集会を開催するなどの防災意識を高める取り組みや大規模災害を想定した保護者への引き渡し訓練（小学校6校が実施）を実施している。

○自助・共助の取組推進〈1-4,2-4,6-1〉

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが重要となる。このため、防災出前講座などの様々な事業を通じて、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取り組みを推進していく必要がある。

強靱化推進の方針

【産業部】

市内の観光案内版等に、QRコードを活用して多言語化された防災情報を取得できるよう整備を進めていく。また、観光施設に設置されているWi-Fi設備について、非常時には自由に利用できるような体制を構築している。

【市民生活部】

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。

指標名	現状値	目標値
防災訓練への参加団体数	39 (R5)	48 (R11)

【教育委員会】

現在の取組を継続していくとともに、毎年学校の実情に合わせた見直しを図り、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校安全計画・危険等発生時対処要領等の実効性を高める。

【教育委員会】

東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進するために、現在の取組を継続するとともに、防災教育に係る授業の充実を図る。さらに、保護者への引き渡し訓練の実施校の拡大や救急法講習の実施などを通して防災管理体制の強化を図っていく。

【市民生活部】

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災出前講座の実施など、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。

脆弱性評価

○自主防災組織の強化〈1-4,6-1〉

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織による活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣、総合防災訓練への参加に取り組んでおり、今後も引き続き自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

○総合防災マップ（ハザードマップ）の作成・活用（再掲）〈1-2,1-3,1-4〉

住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の範囲、避難所となる施設の位置、ライフラインへの連絡先や非常時の持出品などの総合的な防災情報を盛り込んだ総合防災マップ（ハザードマップ）を令和5年3月に更新し配布したほか、市ホームページ上で公開し周知を図っている。

○マイ避難の促進〈1-4〉

令和元年東日本台風では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多く、事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難を行っていたという結果が示された。自分の身に危険を感じてからの避難では、命の危険を伴う場合もあることから、適切な避難行動に関する住民の理解力向上を図っていく必要がある。

○情報伝達手段の確保・充実〈1-4,5-1〉

市では緊急性の高い防災情報を、防災行政無線やテレビ、ラジオなど各メディアから配信される災害情報共有システムLアラート、携帯電話会社4社からのエリアメール、市ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車などで伝達している。

防災行政無線については地域によって屋外拡声子局や戸別受信機の設置状況にばらつきがあり、携帯電話やパソコンを持たない方などへの情報伝達手段の確保に課題がある。

○登録防災士の強化〈1-4,6-1〉

白河市登録防災士要綱に基づき、防災、減災に関する知識・技能を有する防災士認定登録者のうち、本制度に賛同する方を白河市登録防災士として登録し、市が行う防災・減災対策に関する施策を防災士と連携し取り組むことにより、地域防災力の強化を図る。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

指標名	現状値	目標値
自主防災組織設立数	28 (R6)	33 (R11)
防災資機材交付組織数	22 (R6)	27 (R11)

【市民生活部、建設部】

総合防災マップ（ハザードマップ）が住民の主体的な避難行動等に活用されるよう、引き続き市役所窓口で配付、市ホームページ上で公開し周知を図っていくほか、防災出前講座で活用することにより住民への防災知識の浸透を促進する。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の見直しや追加に伴い定期的に総合防災マップ（ハザードマップ）や地域情報マップの更新を行う。

【市民生活部】

災害から大切な人の命を守るためには、住民一人一人が防災意識を高め、日頃からハザードマップで自宅や職場周辺の災害リスクを確認し、避難する場所や避難のタイミングについて、あらかじめ家族や職場で話し合っておく「マイ避難」の取組が重要であることから、出前講座やホームページやチラシなどの広報媒体の活用等により、「マイ避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する住民の理解力向上を図る。

【市民生活部】

緊急性の高い防災情報を伝達するより良い手段を確保するため、引き続き災害情報共有システムLアラート等を活用していく。また、地震等の災害時においても対応できるよう、地上と衛星の2回線を保持した280MHz 防災行政情報配信システムの維持管理に努める。また、個別受信機の普及促進に向け、出前講座やホームページ・チラシなどの広報媒体により普及啓発活動を行っていく。

【市民生活部】

平常時には、防災知識・技能を活かし、防災と減災の啓発にあたるほか、災害時には、地域住民の避難支援や避難誘導・避難所開設や運営支援等に取り組むなど、登録防災士の活動を促進する支援を行い、登録防災士の強化と地域防災力の向上を図る。

【事前に備えるべき目標】

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

脆弱性評価

○消防団の充実・強化（再掲）〈1-1,2-1〉

消防団は、他に生業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域に密着して住民の安心・安全を守る地域における消防防災の要となる存在であり、消防団の充実強化に取り組むことにより、地域防災力の向上が図られる。消防団の災害対応能力強化のため、消防団装備品の拡充を含めた環境整備、火災想定防御訓練（春・秋の年二回）の実施、また、雇用形態の変化などの要因により消防団員数が減少傾向にあることから若年層の入団促進を図り、消防団出前講座を実施しており、今後も地域防災力の中核的な役割を担う消防団の充実・強化に継続して取り組み、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

○訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）〈1-4,2-1,3-1〉

市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、隔年で市総合防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化 〈2-1,2-4,3-1,6-2〉

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、板橋区など14市区町村からなる相互援助協定や、三重県桑名市、埼玉県行田市・戸田市・深谷市、栃木県那須塩原市・大田原市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

強靱化推進の方針

【市民生活部】

災害発生時に、消防団活動が迅速かつ効果的に行えるよう、引き続き、消防団員の確保や装備品の拡充を含めた環境整備などの消防団組織の充実・強化に取組み、地域防災力の向上を図る。

指標名	現状値	目標値
消防団充足率（単位：％）	80.8 (R6)	90 (R11)

【市民生活部】

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。

指標名	現状値	目標値
防災訓練への参加団体数	39 (R5)	48 (R11)

【市民生活部】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の

脆弱性評価

○地域医療の充実〈2-2,2-3〉

県南地域医療圏は、県内の中でも医師が少ないことに加え、開業医の高齢化が進んでおり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会や歯科医師会、医療関係機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。

○福祉避難所の充実・確保（再掲）〈1-4,2-2,2-3〉

福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。

災害発生時に必要に応じて開設し、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができるよう必要な消耗機材も配備されている。現在市内には7施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や器材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。

途絶による医療機能の麻痺

強靱化推進の方針

【保健福祉部】

災害拠点病院である白河厚生総合病院における医師確保・機能強化のための支援を行い医療人材の確保を図る。また、災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、市民に対しては平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機能の確保に努める。

【保健福祉部】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。

要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。

また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体と協議し、個別避難計画の策定時等に併せて検討する。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理

脆弱性評価

○避難所環境の充実〈2-3〉

避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、引き続き、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用した物資調達体制の強化を図るとともに、避難所における密集状態の回避や徹底した感染症対策に取り組み、避難所環境の充実を図っていく必要がある。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を機に、避難所における密集状態の回避や感染症対策の徹底が求められており、避難所のレイアウトや飛沫防止対策、発熱者や濃厚接触者への対応など、避難所環境の充実を図ることが課題となっている。

○指定緊急避難場所・指定避難所の充実（再掲）〈1-4,2-3〉

本市では、指定緊急避難場所として230箇所、指定避難所として31箇所（うち福祉避難所7箇所）を指定している。災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配付や市ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知を強化していく必要があり、併せて、避難所内の感染症対策の充実を図る。

○福祉避難所の充実・確保（再掲）〈1-4,2-2,2-3〉

福祉避難所は災害発生時において、障がいや高齢等のため、一般の避難所での生活が難しく特別な配慮を必要とする方を受け入れ、安心して生活ができるよう支援を行うために開設する避難所である。

災害発生時に必要に応じて開設し、要配慮者が支障なく避難生活を送ることができるよう必要な消耗機材も配備されている。現在市内には6施設が福祉避難所として指定されているが、災害時に福祉避難所で使用する物資や器材が不足すると要配慮者の避難生活が困難になることが懸念されるほか、災害時に開設した福祉避難所に要配慮者以外の者が多数来所してきた場合、要援護者の円滑な避難に悪影響を与えてしまうことが想定されるため、一時的に一般の避難所に避難し、その後、福祉避難所に移動していただくことを想定している。

○非常用物資の備蓄〈2-3,2-4〉

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っている。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく必要がある。

状態の悪化による死者の発生

強靱化推進の方針

【市民生活部、保健福祉部】

避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化や災害関連死を招く事態を防ぐため、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用した物資調達体制の強化を図るとともに、避難所環境の充実を図っていく。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備のため、必要な資機材を整備し、運営に係る訓練を定期的を実施するとともに、災害時における避難所のデジタル化を推進し、効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。

【市民生活部】

災害の種別や状況等に応じて適切な施設を開所できるよう、引き続き指定を進めるとともに、総合防災マップ（ハザードマップ）の配付や市ホームページへの掲載等により施設の位置等について周知の強化をし避難所内の感染症対策の充実を図る。また、災害時における避難所のデジタル化を推進し、効果的な運営と被災者の安全・快適な避難生活ができる環境づくりに取り組む。

また、令和9年4月会館予定の「生きがいつくり」・「子育て支援」・「健康増進」・「交流」・「官民連携」の5つの機能からなる『複合施設』を開館後、指定緊急避難所と位置付ける。

【保健福祉部】

福祉避難所では、平常時から日常生活上の支援を行うために使用する消耗機材を十分に備蓄し、災害時に物資等が不足するおそれがある場合、それを保有する事業所から必要な物資等を確保、福祉避難所に供給するしくみを構築する。

要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するため、福祉避難所のバリアフリー化、非常用発電機の整備など必要な施設整備を施設管理者と連携して整備する。

また、福祉避難所として一定の設備や体制等の整った老人福祉施設、介護施設等と協定を締結できるよう迅速に進めていく。福祉避難所までの具体的な移動方法等については家族や関係団体と協議し、個別避難計画の策定時に併せて検討する。

【市民生活部】

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活維持の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行う。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図る。

脆弱性評価

○水の安定供給〈2-3,2-4〉

災害時の非常用飲料水を確保するため、市内3ヶ所に緊急貯水槽を設置しており定期的な点検を行っている。さらには、飲料水を運搬する際に必要となる給水袋を年次計画に基づき備蓄しているところである。また、白河地区管工事協同組合と「災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定」を締結し緊急時の応援体制を構築しており、市の総合防災訓練では連携して訓練を実施している。

○地域医療の充実（再掲）〈2-2,2-3〉

県南地域医療圏は、県内の中でも医師が少ないことに加え、開業医の高齢化が進んでおり、平常時でも医療体制確保が困難な状況にある。初動時の医療体制確保のため、平時より医師会や歯科医師会、医療関係機関との連携・情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。

強靱化推進の方針

【水道部】

災害時の飲料水の迅速かつ的確な供給のため、病院等の供給停止が困難な施設への給水方法や手段について予め確認しておくほか、緊急貯水槽の増設等について検討を進める。

【保健福祉部】

災害拠点病院である白河厚生総合病院における医師確保・機能強化のための支援を行い医療人材の確保を図る。また、災害時には救急医療病院を含めた医療機関が被災者に対しての適切な医療が提供できるように、市民に対しては平時より適切な受診行動の必要性についての啓発を行い、医療機能の確保に努める。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給

脆弱性評価

○非常用物資の備蓄（再掲）〈2-3,2-4〉

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行っている。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく必要がある。

○物資供給体制の充実・強化〈2-4,4-3〉

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達・運搬に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結している。今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体・事業者との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）〈2-1,2-4,3-1,6-2〉

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、板橋区など14市区町村からなる相互援助協定や、三重県桑名市、埼玉県行田市・戸田市・深谷市、栃木県那須塩原市・大田原市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○水の安定供給（再掲）〈2-3,2-4〉

災害時の非常用飲料水を確保するため、市内3ヶ所に緊急貯水槽を設置しているほか、飲料水を運搬する際に必要となる給水袋を年次計画に基づき備蓄しているところである。また、白河地区管工事協同組合と「災害時の応急給水及び応急復旧に関する協定」を締結し緊急時の応援体制を構築しており、市の総合防災訓練では連携して訓練を実施している。

○老朽化した水道施設の更新〈2-4,5-4〉

更新時期を迎えた水道施設が多くあることから、計画的な施設の更新が必要である。また、これらの施設は耐震性を有していないものが多いことから、災害発生時に安定した給水を行えるかが不安な状況である。このことから、施設の更新時に耐震性を有する施設に更新することで、災害時も水の安定供給が出来るよう施設の更新を進める必要がある。

の停止

強靱化推進の方針

【市民生活部】

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活維持の維持に欠かすことのできない物資の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布等の備蓄を行う。今後は、必要に応じて備蓄物資の種類を増やしていくほか、使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図る。

【市民生活部】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

【市民生活部】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

【水道部】

災害時の飲料水の迅速かつ的確な供給のため、病院等の供給停止が困難な施設への給水方法や手段について予め確認しておくほか、緊急貯水槽の増設等について検討を進める。

【水道部】

更新対象となる施設が多いことから、現在の状態や重要度から更新施設の優先度を明確にし、耐震性を有する施設に更新するとともに更新対象外の施設でも防災対策を行い、災害発生時も水の安定供給が出来るよう計画的に整備を図っていく。

脆弱性評価

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保〈2-4,2-5,4-1,4-3,5-5〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。

災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備〈2-4,2-5,4-1,4-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○自助・共助の取組推進（再掲）〈1-4,2-4,6-1〉

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに一人一人が自分のみを守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが重要となる。このため、防災出前講座などの様々な事業を通じて、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取り組みを推進していく必要がある。

強靱化推進の方針

【建設部】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「白河市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため市道等の無電柱化を検討する。

建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

【産業部】

農道及び林道は、森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時では、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

【市民生活部】

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災出前講座の実施など、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

脆弱性評価

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3,5-5〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。

災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

強靱化推進の方針

【建設部】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「白河市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため市道等の無電柱化を検討する。

建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

【産業部】

農道及び林道は、森林の整備や保全において必要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

脆弱性評価

○感染症予防措置の推進〈2-6〉

感染症の発生・まん延予防のため、予防接種の接種率向上に向けた取り組みや感染症予防に関する啓発等を実施しているが、今後災害と関連させた取り組みを実施していく必要がある。特に避難所等における集団生活では感染症が発症しやすい環境にあるため、感染症が発生した際には、まん延防止のための対策を迅速に行う必要がある。

○家畜伝染病対策の充実・強化〈2-6,6-6〉

災害時における家畜伝染病の発生は、救助や復旧作業をはじめとした災害対応の妨げになるおそれがあることから、伝染病発生の予防に取り組むとともに、発生してしまった際の早期沈静化及び、まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

○下水道施設等の強化〈2-6,5-4〉

下水道施設等の被災時には、「白河市下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、速やかにかつ高いレベルで機能を維持・回復することとしているが、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設等の適切な維持管理が求められているため、公共下水道事業においては「白河市下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、下水道施設等を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

また、公共浄化槽等整備推進事業区域については、循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を活用し、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

強靱化推進の方針

【保健福祉部】

被災地や避難所における感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種の勧奨、マスクや手指消毒剤の備蓄、感染症予防に関する正しい知識や予防対策についての普及啓発を図る。また、避難所生活の長期化による健康への影響も懸念されるため、健康管理に関する情報等の周知を図る。

【産業部】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関と緊密に連携し、効果的な情報の周知・啓発を図る。また、家畜伝染病発生時には、早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき、初動防疫に必要な人員の確保等、適切な対応を取れるよう庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。

【水道部】

「白河市下水道業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施や、計画の見直しを適宜実施し、被災時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。

公共下水道事業においては「白河市下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、適切な点検調査、改築更新を実施し、下水道施設等の持続的な機能確保を図る。

公共浄化水槽等整備推進事業区域については、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

【事前に備えるべき目標】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

○庁舎等の耐震化・老朽化対策等（再掲）〈1-1,3-1〉

大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持し迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる本庁舎及び各庁舎について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実させる必要がある。

○業務継続に必要な体制の整備〈3-1〉

大規模災害発生時に市の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充実・強化に取り組んでいる。今後も通勤手段に制限を設けた状況下における職員参集訓練の実施や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた取組みを推進していく必要がある。

○訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）〈1-4,2-1,3-1〉

市や警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の向上を図るため、隔年で市総合防災訓練を実施し、情報伝達訓練や災害対策本部設置運営訓練、避難所開設管理運営訓練等に取り組んでいる。

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）〈2-1,2-4,3-1,6-2〉

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、板橋区など14市区町村からなる相互援助協定や、三重県桑名市、埼玉県行田市・戸田市・深谷市、栃木県那須塩原市・大田原市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○緊急車両等に供給する燃料の確保〈3-1,5-2,5-3〉

大規模災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する必要がある。

強靱化推進の方針

【総務部】

防災拠点となる本庁舎及び各庁舎機能を確保するため、老朽化対策や改修工事等を行い長寿命化を図るほか、災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を行うため、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設として機能の常時確保に取り組む。

【市民生活部】

大規模災害発生時に県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組みを推進していき、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

【市民生活部】

大規模災害が発生した場合であっても迅速・的確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を図る。

指標名	現状値	目標値
防災訓練への参加団体数	39 (R5)	48 (R11)

【市民生活部】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

【市民生活部】

燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進め、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進する。

脆弱性評価

○受援体制の整備〈3-1〉

内閣府における地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(平成29年3月)では、被災地方公共団体において受援体制を整備することの必要性が示されている。大規模自然災害の発生時には、行政機関自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制構築を目的に「受援計画」を定めた。今後は受援計画の更なる整備や訓練を実施していく必要がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

大規模自然災害の発生には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対応業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援計画に添った訓練の実施や更なる受援計画の整備をする。

【事前に備えるべき目標】

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、経済活動の停滞

脆弱性評価

○企業の事業継続の支援〈4-1〉

経済活動の停滞を招かないために、市内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、事業継続計画（BCP）の策定について検討するほか、それに対応する施策について協議をする必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3,5-5〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し、道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。

災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点から必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

強靱化推進の方針

【産業部】

市内企業個々の災害時の対応方針、計画、マニュアルを調査し、県、市内商工会・商工会議所と連携のうえ、事業継続計画（BCP）の策定について検討を進める。

【建設部】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「白河市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため市道等の無電柱化を検討する。

建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

【産業部】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

4-2 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

脆弱性評価

○有害物質の流出・拡散対策の推進〈4-2〉

河川での有害物質の流出は、下流の家屋等に被害の及ぶ場合の情報提供や被害防止のため、東北地方整備局、県河川国道事務所を通じ、情報伝達を行っている。また、大規模な有害物質の拡散に備えるため、関係機関を含めた防災・避難体制の充実・強化を推進する。

○放射線モニタリングによる情報発信〈4-2,4-6,6-6〉

放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮して優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスパッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

有害物質の大規模拡散に備え、的確な避難行動を行えるように防災意識の啓発を行うとともに、国・県などの関係機関との綿密な連携の下、迅速かつ正確な情報提供を行える体制を構築していく。

【市民生活部】

風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。

また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う経済活動への甚大な被害

脆弱性評価

○物資供給体制の充実・強化（再掲）〈2-4,4-3〉

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達・運搬に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結している。今後も、新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体・事業者との連携強化に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3,5-5〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業をすすめていく必要がある。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時は、電柱が倒壊し、道路が寸断され、緊急自動車や物資、資材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。

災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○迂回路となりうる農道・林道の整備（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3〉

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料などの生活必需品の物資供給を確保するため、物資等の調達に関する災害時応援協定の締結団体・事業者との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

【建設部】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「白河市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため市道等の無電柱化を検討する。

建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

【産業部】

農道及び林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的な整備を推進する。

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価

○渇水への対策〈4-4〉

掘川ダム渇水調整連絡協議会に参加し情報収集や対応を行っているほか、監視システムにより取水井戸の水位を監視している。また、予備井戸の用地を取得し、渇水への対応を実施している。

○農業用水の渇水対策〈4-4〉

農閑期における少雨・少雪を考慮し、農繁初期に農業用水確保のため、節水の協力を市広報紙及びHPで周知している。

強靱化推進の方針

【水道部】

本市の重要水源は隣接する西郷村にあるため、緊急時に連携して迅速な対策が行えるよう、平時から関係強化に努める。

【産業部】

異常な少雨・少雪を想定し、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するために、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

4-5 農地・森林等や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

脆弱性評価

○農業・林業の担い手確保・育成〈4-5〉

農業者の高齢化や担い手の不足、耕作放棄地の拡大は進行しており、農地の荒廃化により自然災害による被害の拡大が懸念されている。このため、農業者の営農継続に向けた機械等の導入への支援、就農希望者の確保に向けた就農相談会への出展、人・農地相談センターや農協等関係機関と連携したきめ細かな相談対応や財政面の支援等に取り組んでいる。農地の多面的機能維持の観点からも、地域農業の担い手となる農業者や次世代を担う新規就農者の確保・育成を推進するとともに、農地の集積・集約化や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図る必要がある。

○森林の多面的機能の維持・保全（再掲）〈1-3,4-5〉

森林の整備及び保全等を適切に実施し、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を確保するため、総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施する必要がある。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

○有害鳥獣対策の充実・強化〈4-5〉

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。

強靱化推進の方針

【産業部】

農業の担い手不足や農地の荒廃化による脆弱化を防ぐため、農業担い手の確保を一層促進し、地域農業の維持・発展につなげる。そのため、地域農業の中心的な経営体となる農業者への営農継続・発展に向けた支援のほか、人・農地相談センターや農協等の関係機関との連携を強化し、新規就農者のサポート機能を充実させ、次世代の地域農業を担う人材として育成する。

【産業部】

林業の成長産業化に資する間伐等を推進するとともに、森林の荒廃を防ぎ、国土保全等の公益的機能を発揮するため、治水・治山施設の整備等も併せて実施する。

【産業部】

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

4-6 原子力発電所からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

脆弱性評価

○原子力防災体制の充実・強化〈4-6〉

原子力災害の教訓を踏まえ、市地域防災計画の見直しや県主催の原子力防災通信連絡訓練に参加し、原子力防災体制の充実・強化を進めている。

○放射線モニタリングによる情報発信（再掲）〈4-2,4-6,6-6〉

放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮して優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスパッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。

○様々な教育分野と関連した放射線教育の推進〈4-6〉

児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、放射線等に関する基礎的な内容について理解を深める学習を中心としつつ、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、放射線教育を推進している。放射線に関する正しい知識の習得をねらいとし、学級活動において各学年年間2時間～3時間の放射線教育を確実に全ての小・中学校で実施している。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

今後も引き続き、必要に応じて市地域防災計画の見直しや原子力防災通信連絡訓練に参加し、原子力防災体制の充実・強化を図る。

【市民生活部】

風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。

また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。

【教育委員会】

放射線に関する知識を習得し活用して、子どもたちが自ら考え、判断し、行動する力、「生き抜く力」を身につけるために、現在の取組を継続するとともに、福島県環境創造センターなどの関係施設の活用を図る。さらに、保護者や地域住民が授業参観、研修に参加できるような工夫をし、情報発信に努める。

【事前に備えるべき目標】

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネ

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に

脆弱性評価

○情報伝達手段の確保・充実（再掲）〈1-4,5-1〉

市では緊急性の高い防災情報を、防災行政無線やテレビ、ラジオなど各メディアから配信される災害情報共有システムLアラート、携帯電話会社3社からのエリアメール、市ホームページのほか、災害の程度に応じて広報車などで伝達している。

防災行政無線については地域によって屋外拡声子局や戸別受信機の設置状況にばらつきがあり、携帯電話やパソコンを持たない方などへの情報伝達手段の確保に課題がある。

○情報収集・通信協力体制の確保〈5-1〉

各関係機関と協定を締結するなど多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保していく必要がある。

ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

強靱化推進の方針

【市民生活部】

緊急性の高い防災情報を伝達するより良い手段を確保するため、引き続き災害情報共有システムとアラート等を活用していく。また、地震等の災害時においても対応できるよう、地上と衛星の2回線を保持した280MHz防災行政情報配信システムの維持管理に努める。また、個別受信機の普及促進に向け、出前講座やホームページ・チラシなどの広報媒体により普及啓発活動を行っていく。

【市民生活部】

無線通信を活用した連絡体制を整備しているほか、民間事業者との無人航空機による情報収集に関する協定、国土交通省東北地方整備局とリエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣による情報交換、河川や道路等の防災情報の提供等について協定を締結しており、引き続き情報収集体制の確保を図る。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）の長期間・大規模にわたる機

脆弱性評価

○情報通信設備の耐災害性の強化〈5-2〉

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、データセンターにおいてサーバや重要なネットワーク機器を運用管理することにより、地震や地域停電でも外部との情報通信ネットワーク体制を確保し、庁内ネットワーク機器においても無停電装置（UPS）や非常用電源の設備を整えている。加えて、オンプレミスで運用しているシステムのクラウドへの移行など進め、情報通信ネットワークの安定稼働を維持するための取り組みを行っている。

○再生可能エネルギーの導入拡大〈5-2,5-3〉

災害発生時において、避難所などに避難している被災者や在宅被災者などが、生活の維持に欠かすことができないライフライン（電気・水道・ガスなど）の供給源を確保できるよう、主な避難所に発電施設や蓄電池等を設置し再生可能エネルギーの整備を促進するなど、再生可能エネルギー導入への普及・啓発を行いながら被災者の不安解消や避難所生活の利便性の強化を図る必要がある。

○緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）〈3-1,5-2,5-3〉

大規模災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する必要がある。

能の停止

強靱化推進の方針

【総務部】

災害発生時は、速やかに通信及びシステムの障害を検知し復旧対応にあたり、老朽化したシステム更新や冗長化を進め、また日々の保守点検の徹底に努めることで情報通信設備の耐災害性の強化を目指す。

【市民生活部】

様々な再生可能エネルギーに対する普及・啓発事業を実施する者に対して負担となる費用の一部補助や再生可能エネルギーの整備を促進しながら、再生可能エネルギーの導入及び理解の促進を図る。

【市民生活部】

燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進め、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の大規模にわたる機能の停止

脆弱性評価

○再生可能エネルギーの導入拡大（再掲）〈5-2,5-3〉

災害発生時において、避難所などに避難している被災者や在宅被災者などが、生活の維持に欠かすことができないライフライン（電気・水道・ガスなど）の供給源を確保できるよう、主な避難所に発電施設や蓄電池等を設置し再生可能エネルギーの整備を促進するなど、再生可能エネルギー導入への普及・啓発を行いながら被災者の不安解消や避難所生活の利便性の強化を図る必要がある。

○緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）〈3-1,5-2,5-3〉

大規模災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する必要がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

様々な再生可能エネルギーに対する普及・啓発事業を実施する者に対して負担となる費用の一部補助や再生可能エネルギーの整備を促進しながら、再生可能エネルギーの導入及び理解の促進を図る。

【市民生活部】

燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進め、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進する。

5-4 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

○老朽化した水道施設の更新（再掲）〈2-4,5-4〉

更新時期を迎えた水道施設が多くあることから、計画的な施設の更新が必要である。また、これらの施設は耐震性を有していないものが多いことから、災害発生時に安定した給水を行えるかが不安な状況である。このことから、施設の更新時に耐震性を有する施設に更新することで、災害時も水の安定供給が出来るよう施設の更新を進める必要がある。

○工業用水の安定供給〈5-4〉

工業用水の安定供給のため、東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定を締結しているほか、協定事業者による定期的な訓練の実施、監視システムの導入、定期的な施設点検、必要に応じ修繕を実施している。

○下水道施設等の強化（再掲）〈2-6、5-4〉

下水道施設等の被災時には、「白河市下水道業務継続計画（BCP）」に基づき、速やかにかつ高いレベルで機能を維持・回復することとしているが、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

被災時には、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設等の適切な維持管理が求められているため、公共下水道事業においては「白河市下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、下水道施設等を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

また、公共浄化槽等整備推進事業区域については、循環型社会形成推進地域計画に基づき、循環型社会形成推進交付金を活用し、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

強靱化推進の方針

【水道部】

更新対象となる施設が多いことから、現在の状態や重要度から更新施設の優先度を明確にし、耐震性を有する施設に更新するとともに更新対象外の施設でも防災対策を行い、災害発生時も水の安定供給が出来るよう計画的に整備を図っていく。

【水道部】

緊急時に連携して迅速な対策が行えるよう、引き続き協定事業者等と関係強化に努める。

【水道部】

「白河市下水道業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施や、計画の見直しを適宜実施し、被災時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取り組みを推進する。

公共下水道事業においては「白河市下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想」に基づき、適切な点検調査、改築更新を実施し、下水道施設等の持続的な機能確保を図る。

市町村設置型合併浄化槽整備区域については、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

5-5 基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの危機停止による物流・

脆弱性評価

○緊急輸送道路及び重要物流道路等の確保（再掲）〈2-4,2-5,4-1,4-3,5-5〉

災害時には、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、防災計画に位置づけられた緊急輸送道路等の通行を確保する必要があることから、平時より代替路線等とのネットワークを含め整備事業を進めていく必要がある。

橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な対策により橋梁の延命化を図る必要がある。

地震などの災害発生時には、電柱が倒壊し道路が寸断され、緊急自動車や物資、資機材及び要員等の輸送に支障をきたすことが想定されることから、無電柱化を推進していく必要がある。

災害時における道路施設等の迅速な復旧のため、建設業者等との連携強化を図る必要がある。

○公共交通の役割 〈5-5,6-1〉

地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進のほか、バス事業者に対して運航費用の赤字補填、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、タクシー・バス利用の助成等に取り組んでいる。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少などの社会情勢の変化に伴う需要の低下により、公共交通を支える地方自治体の費用負担の増加や、路線の廃止や減便、利便性の低下へとつながり、公共交通の確保がますます困難になってくることが危惧されている。

このため、バス・鉄道等の地域公共交通は、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であり、さらには、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の郵送手段として重要であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

人流への甚大な影響

強靱化推進の方針

【建設部】

平時より緊急輸送道路等の適切な維持管理に務め、代替路線等とのネットワークについて関係機関と連携しながら整備を進める。

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため「白河市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき道路橋梁の長寿命化を推進する。

電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため市道等の無電柱化を検討する。

建設業団体と締結している応援協定について、効率的な運用となるよう更なる連携強化を進める。

【市民生活部】

既存交通にとらわれない新たな交通手段として、デマンド型交通システムの導入に取り組むとともに、公共交通機関と連携し、バス路線の時刻や乗り方の周知などの利用促進策を講じていく。

【事前に備えるべき目標】

(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○自主防災組織の強化（再掲）〈1-4,6-1〉

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、自主防災組織の機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。自主防災組織による活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣、総合防災訓練への参加に取り組んでおり、今後も引き続き自主防災組織による防災活動を促進し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

○自助・共助の取組推進（再掲）〈1-4,2-4,6-1〉

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに一人一人が自分のみを守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を深めることが重要となる。このため、防災出前講座などの様々な事業を通じて、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取り組みを推進していく必要がある。

○避難行動要支援者対策の推進（再掲）〈1-4,6-1〉

避難行動要支援者登録制度は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要支援者：高齢者、障がい者など）について、避難支援、安否確認等の措置を実施するための制度である。要支援者の所在を明らかにするために、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等を行う関係団体（消防署、警察署、民生委員等）へ名簿を提供する。

また、災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて個別避難計画の作成を進めている。ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、優先度が高いと判断する者については計画作成が急務である。

災害時には、避難支援等を行う関係者も被災者となる状況下で、円滑かつ迅速に避難支援を行うという課題がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織設立時の支援や総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

指標名	現状値	目標値
自主防災組織設立数	28 (R6)	33 (R11)
防災資機材交付組織数	22 (R6)	27 (R11)

【市民生活部】

地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、防災出前講座の実施など、市民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災訓練への参加など、自助・共助の取組を促進する。

【保健福祉部】

避難支援を行う関係者が災害時に速やかに要支援者を把握して円滑に避難支援等を行うため、平常時から「避難行動要支援者名簿」の作成及び定期的な更新などを継続的に行うとともに、関係者が参加する実践型の避難訓練を地域住民と連携・協力のもとに実施していくほか、訓練の結果から課題を抽出し、避難支援等の改善にむけた対策の検討・立案を図る。

また、災害が発生したときの迅速な支援行動のために個別避難計画を速やかに作成し、より具体的な避難支援を確立する。個別避難計画は災害時に活用できるよう、要支援者と関係者で共有し、平常時からそれぞれ内容を確認・理解しておく必要がある。

円滑かつ迅速な避難の実効性を高めるため、避難支援等を行う関係者が相互に連携して支持する体制を構築する。

脆弱性評価

○公共交通の役割（再掲）〈5-5、6-1〉

地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進のほか、バス事業者に対して運行費用の赤字補填、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、タクシー・バス利用の助成等に取り組んでいる。

しかしながら、モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少などの社会情勢の変化に伴う需要の低下により、公共交通を支える地方自治体の費用負担の増加や、路線の廃止や減便、利便性の低下へとつながり、公共交通の確保がますます困難になってくることが危惧されている。

このため、バス・鉄道等の地域公共交通は、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であり、さらには、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の輸送手段として重要であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

○地域コミュニティの再生・活性化〈6-1〉

人口減少や高齢化の加速により、まちなかのコミュニティによる活性化は、未だ課題が多く残されている状況となっている

○登録防災士の強化（再掲）〈1-4,6-1〉

白河市登録防災士要綱に基づき、防災・減災に関する知識・技能を有する防災士認定登録者のうち、本制度の趣旨に賛同する方を白河市登録防災士として登録し、市が行う防災・減災対策に関する施策を防災士と連携し取り組み、地域防災力の強化を図る必要がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

既存交通にとらわれない新たな交通手段として、デマンド型交通システムの導入に取り組むとともに、公共交通機関と連携し、バス路線の時刻や乗り方の周知などの利用促進策を講じていく。

【産業部】

今後の商工業の発展を図るうえで、経営相談や事業展開など幅広い観点での指導等を行っている商工会議所や商工会などが実施している事業への補助を引き続き実施することで持続したコミュニティの活性化を図る。

また、商店会自体で実施している事業への補助により、事業の継続化が図られ、若手や子育て世代など新たなコミュニティを呼び込むことができるものとする。

【市民生活部】

平常時には、防災知識・技能を活かし、防災と減災の啓発に当たるほか、災害時には、地域住民の避難支援や避難誘導・避難所開設や運営支援に取り組むなど、登録防災士の活動を促進する支援を行い、登録防災士の機能強化と地域防災力の向上を図る。

6-2 災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、

脆弱性評価

○大規模災害等における広域応援体制の充実・強化（再掲）〈2-1,2-4,3-1,6-2〉

大規模災害が発生し、本市単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、板橋区など14市区町村からなる相互援助協定や、三重県桑名市、埼玉県行田市・戸田市・深谷市、栃木県那須塩原市・大田原市と協定を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

○ボランティア団体との連携強化〈6-2〉

大規模災害時の被災者支援において、他地域からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入態勢を整える必要がある。

労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態

強靱化推進の方針

【市民生活部】

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の体制強化を図るとともに、実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

【市民生活部】

災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して関係団体と連携し、スムーズに支援を行えるよう体制の構築を図る。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

○災害時の廃棄物処理体制の確立〈6-3〉

現在、一般廃棄物の処理を白河地方広域市町村圏整備組合で収集・運搬を行っており、大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を白河地方広域市町村全体で策定する必要がある。

強靱化推進の方針

【市民生活部】

災害廃棄物の処理に当たっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であるとともに、分別、選別、再生利用などによる減量化も必要であることから、発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、実際に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができる災害廃棄物処理計画を白河地方広域市町村全体で策定することについて検討を進める。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅

脆弱性評価

○都市公園等の適切な維持管理 （再掲）〈1-1,6-4〉

都市公園をはじめとする緑のオープンスペースは、幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション、健康活動等多様な活動の拠点となるほか、災害発生時には一時的な避難場所や復興に向けた仮設住宅建設用地など重要なオープンスペースとなるため、必要に応じて防災機能を備えるとともに、遊具の定期点検をはじめ支障木の剪定や伐採、草刈りなど、利用者の支障となることがないように維持管理を実施する。

○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備 〈6-4〉

災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、各関係機関と連携し供給できる体制を整備する必要がある。

○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備 〈6-4〉

被災者に対し迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要がある。

に遅れる事態

強靱化推進の方針

【建設部】

施設の機能保全とともに災害時の避難者の受け入れに際し利用者の安全確保を図るため、必要に応じて防災機能を備えるとともに維持管理の充実を図る。

【建設部】

災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、各関係機関と連携し供給体制の整備に努める。

【建設部】

被災者に対し迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無

脆弱性評価

○無形民俗文化財等の伝承〈6-5〉

民俗芸能や年中行事等は、伝承する担い手の少子高齢化、感染症の影響によって行事の規模が縮小し、以前の状況に戻らないこと等が課題になっている。被災時には、伝承が困難になることが想定される。

○小峰城三重櫓の防災体制構築〈6-5〉

三重櫓は市の景観計画において景観のシンボルとして位置づけられており、災害による滅失を防ぐという意識を市民と共有し、一丸となって防災体制を構築していく必要がある。

○文化財の保全・指定〈6-5〉

先人の守り伝えてきた郷土の歴史と伝統文化を学び、それを次世代に継承し、発展させていく必要がある。記録の作成されていない文化財等は、被災した際に被害の状況や程度の把握が困難になる。

○文化財の保全・指定〈6-5〉

小峰城跡の石垣について、経年や地震等により、はらみ等の変形が生じており、崩落等の危険性がある。

形の文化の衰退・損失

強靱化推進の方針

【建設部】

被災時に地域の行事等が地域の結束を強め、精神的な支えともなり得ることから平時から地域の行事等の後継者の育成を促し、それらの保存、育成を図るとともに、映像等による記録化を進めることで、被災によって行事等の断絶が生じないように備えておくなど、継続して支援を実施する。

【建設部】

火災による文化財の損傷・滅失を防ぐために、地域消防団等と協力した消防訓練を行い、迅速な消火活動が可能な体制の確立を図る。

【建設部】

様々な文化財を良好な状態で後世に伝えていくため、保全活動と調査活動を並行して行い、必要に応じ文化財指定等の保護措置を図る。地域の有形・無形の文化財を調査・記録し、市が情報として保管することで、災害時の被害をいち早く把握し、対策を講じることが可能となる。

【建設部】

現状を把握するため、石垣カルテを作成し、対応策の検討をおこなう。危険な箇所は立ち入りを制限し、優先順位をつけて修復をおこなう。

6-6 風評等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価

○家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）〈2-6,6-6〉

災害時における家畜伝染病の発生は、救助や復旧作業をはじめとした災害対応の妨げになるおそれがあることから、伝染病発生の予防に取り組むとともに、発生してしまった際の早期鎮静化及び、まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

○放射線モニタリングによる情報発信（再掲）〈4-2,4-6,6-6〉

放射性物質が放出された場合には、除染実施計画を策定し「除染関係ガイドライン」に示す方法により、放射線の影響を受けやすい生活空間を考慮し優先順位を定めた上で除染を実施する。実施後、空間線量モニタリング調査やガラスバッチ等を活用した線量測定、測定した結果を線量マップとして作成し、情報発信を行う。

強靱化推進の方針

【産業部】

家畜伝染病の発生を予防するため、県や家畜保健衛生所等関係機関と緊密に連携し、効果的な情報の周知・啓発を図る。また、家畜伝染病発生時には、早期沈静化及びまん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県の策定する防疫対策マニュアル等に基づき、初動防疫に必要な人員の確保等、適切な対応を取れるよう庁内の関係各課との緊密な連携を継続する。

【市民生活部】

風評被害による経済的損害や日常生活での健康への被害と不安を抱えることから、放射線に対する正しい知識の啓発、各関係機関と協力しながら情報の収集・発信に取り組む。

また、原子力災害が発生した場合には、速やかに空間線量モニタリング調査の実施や「除染関係ガイドライン」に示す方法により除染を行う。

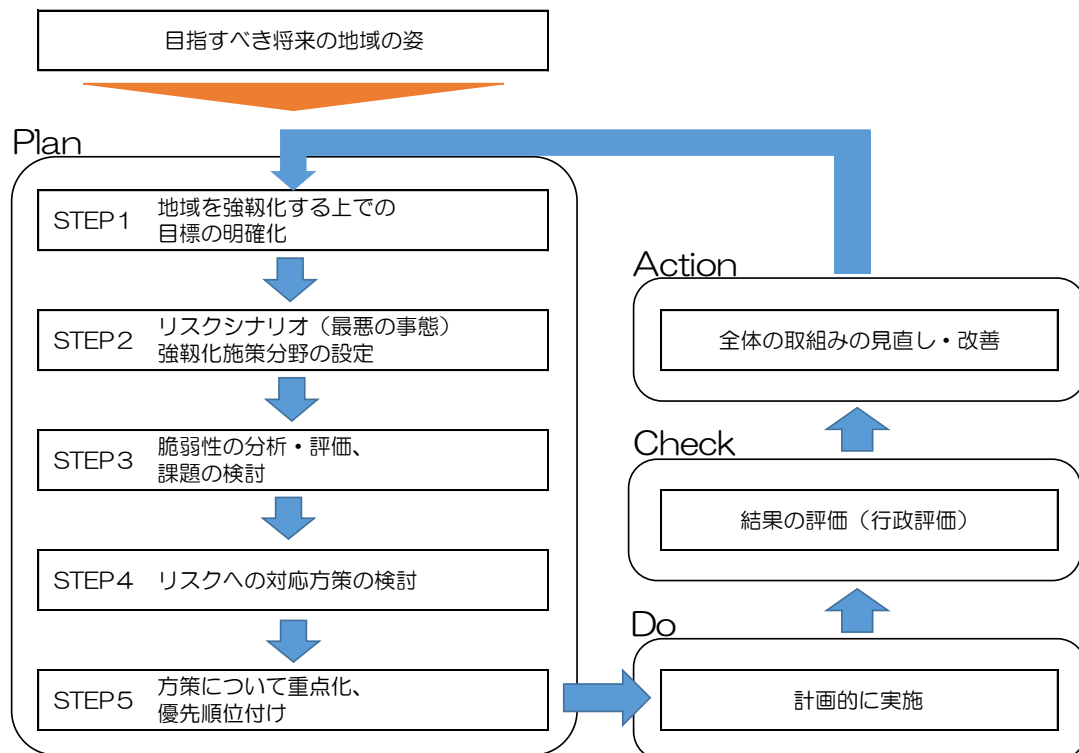
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、「白河市国土強靱化地域計画推進連絡会議」を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな地域づくり」に取り組んでいきます。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとします。



白河市国土強靱化地域計画

令和2年6月

令和3年3月改訂

令和7年3月改訂

白河市 市民生活部 生活防災課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

0248-22-1111

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>